# 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

日本生活協同組合連合会

2007 年の消費者団体訴訟制度導入以来の課題であった集団的消費者被害回復に係る訴訟制度(以下、本制度)について、このたび骨子がまとめられたことを歓迎いたします。

日本生協連は、消費者被害回復の観点から本制度の実現を願い、集団的消費者被害 救済制度研究会の報告書とりまとめを受けて、2010年10月にも意見表明をいたしま した。今回の「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」(以下、「骨子」)では、 特定適格消費者団体が訴訟を担う主体となること、通知・広告のあり方など本制度を 担う特定適格消費者団体の負担が極力軽減される制度設計をすることなど、2010年 10月の私どもの意見が反映されていることを歓迎いたします。

その上で、多数の消費者被害回復のためには本制度の早期実現が必要であること、本制度導入後の実効性を確保するためには担い手となる特定適格消費者団体がより利用しやすい制度とし、特定適格消費者団体への支援を充分に行うことが重要であるとの観点から、以下の点について意見を申し述べます。

### 1. 本制度の早期実現を求めます。

現行の訴訟制度では個々の消費者が必ずしも被害回復を図れていない現状を考慮すれば、本制度に関する法案を次期通常国会において成立させ、早期に導入することを強く求めます。

## 2. 本制度を担う特定適格消費者団体への支援のいっそうの充実を求めます。

#### (1) 特定適格消費者団体の認定の有効期限について

まず、特定適格消費者団体の認定の有効期間について3年とされていますが、新規登録後、一定の活動実績を積んだ段階では有効期間を5年に延長することで、本制度の信頼性は確保しつつ特定適格消費者団体の運営上の負担を軽減することが可能になると考えます。

#### (2) 本制度の業務遂行に係る特定適格消費者団体への報酬・費用について

次に、本制度における業務遂行に係る費用等については、消費者委員会の集団的消費者被害救済制度専門調査会の報告では、「本制度の持続性を保つ観点から、これらの業務を遂行する上で不可避的に生ずる人件費その他の一定の支出について、適格消費者団体が合理的な範囲内でこれを回収できるようにする」旨が記載されています。この点について「骨子」では、特定適格消費者団体の認定等の項以外には報酬又は費用に関して明記されていません。消費者委員会の専門調査会報告書にある通り、本制度を持続させるためには特定適格消費者団体が必要な報酬・費用を回収できる仕組みがぜひ必要です。今後の法案化作業においては、弁護司法第72条の規定に例外を設け、特定適格消費者団体が必要な報酬・費用を回収できる仕組みについて明記されるようお願い申し上げます。

## (3) 二段階目の手続きにおける通知・公告費用について

二段階目の通知・広告手続について「骨子」では、「事情により通知・公告費用の全部または一部を被告に負担させることができることとする」とされていますが、被告が正当な理由なく裁判所の命令に従わず、通知に必要な対象消費者(被害者として確定している対象消費者)の情報を申立団体に対して提出しない場合には、それにより生じた超過の通知・広告費用については被告に負担させることを明記すべきです。

消費者が泣き寝入りすることなく、被害回復を図りやすい社会を実現するために、本制度の一日も早い導入が望まれます。日本生協連といたしましても、本制度の実現に向け、今後も会員生協、消費者団体などと協力して本制度に関する学習・広報活動などに取り組んでまいります。貴庁におかれましても、本制度の導入とともに、経済的不利益賦課制度および財産の隠匿・散逸防止策について早急に検討を進め、実現に向けていっそうご尽力いただきますようお願い申し上げます。

以上